令和6年5月31日 第12604号

令和六年五月三十一日 条の救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。 次の病院については、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一**◎岡山県告示第二百四十九号**

令和六年五月三十一日 撤回の時期 所在地 倉敷市玉島勇悴 所在地 倉敷市玉島勇崎五八七名 称 藤沢脳神経外科病院病院の名称及び所在地

> 岡山県知事 原 木 隆

◎岡山県告示第二百五十号

次のとおり変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

に供する。 その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一 般の縦覧

令和六年五月三十一 日

岡山県知事

伊

木

隆

太

道路の区域 道路の種類

一般国道

三一三号

番一地先まで高梁市落合町福地字一本松之上へ三四一三六○番五地先から	番一地先まで高梁市落合町福地字一本松之上へ三四一三六一番一地先から	区域
旧	新	別
九 一 五 三 ~ ○	1三・〇~	(メートル)
二〇九・六	二〇九・六	(メートル)

道路の区域 路線名 類 三一三号

二 〇 三 · 五	五(〇)・(〇)	旧	先梁かま市
	九 • 〉 〉 〉		地先から 高梁市津川町八川字向道ノ上一九三番二
二〇三・五	五四・〇	新	地先まで高梁市津川町八川字ツチサコ一九八番二地先から
	- - - - -		ります。 高梁市津川町八川字向道ノ上一九三番二
(メートル)	(メートル)	別 旧	区域

道路の種類 県道 新見日南線

二 六 二 · 三	二 八 六 · 八	旧	先まで 新見市足立字ワクグリ四○八七番一二地から から
二六二・三	五	新	新見市足立字ワクグリ四○八七番一二地から 新見市足立字一クホ田四○九二番六地先
(メートル)	(メートル)	新旧	区域

三 道路の区4

次のとおり開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、道路の供用を◎岡山県告示第二百五十一号

に供する。 その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一 般の縦覧

令和六年五月三十一日

岡山県知事 伊 木 太

		道 一 般 国	種 道 路 類 の
		三	路
		三一三号	線
			名
高梁市津川町八川字の 高梁市津川町八川字の	地先まで高粱市落合町福地字一	一番一地先から高粱市落合町福地字切	区
津川町八川字ツチサコー九八番二地先津川町八川字向道ノ上一九三番二地先	合町福地字一本松之上へ三四一番一	地先から落合町福地字切明ケ下モ道之上ミ三六	間
			年月日

◎岡山県告示第二百五十二号

を制限する区域を次のとおり指定する。道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定により、 道路の占用

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間 般の縦覧に

令和六年五月三十一

山県知事 木

太

指定する道路の種類、 路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一 般 国 道	三一三号	梁市津川町八川字句道ノ上一九三番二地先梁市落合町福地字一本松之上へ三四一番一架市落合町福地字一本松之上へ三四一番一
		高梁市津川町八川字ツチサコー九八番二地先まで高梁市津川町八川字向道ノ上一九三番二地先から

占用の制限の対象とする物件

でない。 道路の敷地外に直ちに用地を確保することが によるものを除く。)。ただし、 新たに地上に設ける電柱(四の 電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、期日より前に占用を認められた電柱の更新又は に設けるやむを得ない事情があり、当該に占用を認められた電柱の更新又は移設

大を防止するため緊急輸送道路の占用を制限することにより、

占用を制限する理由

災害が発生した場合における被害の拡

兀 令和六年五月三十一日占用の制限の開始の期日

書の開示の実施状況を次のとおり公表する。より、令和五年四月一日から令和六年三月三 より、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間の各実施機関における公文〔二七三〕岡山県行政情報公開条例(平成八年岡山県条例第三号)第二十八条の規定に

令和六年五月三十一日

岡

山県知

伊 原 木

隆

太

3 2 1 2 処理状況 1 請求件数 公文書開示請求件数 審査請求件数
岡山県精神科医療センター 警察本部長公安委員会 取 対象 外 非開示 開示 教育委員会 知事 公営企業管理者 選挙管理委員会 実施機関 公文書不存在 人事委員会 别 五四二件 三三七件 一三六件 一 七三 七一四九 件件件件

り、

令和六年五月三十一日り、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。〔二七四〕土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定によ

岡山県知事

伊 原 木

	大森準二	野		木幹	敏	原邦	野尚	岡本 芳明	上正	幸				竹内 裕幸		武井 守雄	井		守屋	笠原 通幸		片山 和典		健	山部 智裕	辻喜代	土田 正雄		任役	二 退任及び就	美山川土地	一 土地改良区
妹尾 中西 役 秀 思	!	伸	脇	髙木 幹夫	上敏		野		上	木	内	武淳司	田秀			武井 守雄		大森 静夫	守屋		斎藤		賴正裕		部智	井辻喜代次	田正		就任役員	机任役員	改	0
11 11 11	11	"	"	IJ	"	"	"	IJ	"	"	"	"	"	"	IJ	"	"	"	"	"	IJ	"	IJ	"	IJ	IJ	田					
11 11 11	IJ	"	"	"	"	"	"	11	"	"	"	"	11	"	"	"	"	"	IJ	"	"	11	IJ	"	"	"	郡矢掛	信	Ė			
ア高末二五○六―一一下高末二五○六―一一	田四二九	Л .		"三五七七	_	_	三成一	_	<u>-</u>	掛八〇	一六七	"一〇八三	五八一	一二六	一〇九		林			田五七	二七	下高末三一九五	八〇	上高末一四六六—一	東三成三三四四—二	矢掛二四七六	町上	戸	斤			1
11 11 11	// <u> </u>	監事	IJ	IJ	"	"	IJ	11	"	"	"	IJ	11	IJ	IJ	"	"	IJ	IJ	IJ	IJ	IJ	IJ	IJ	IJ	IJ	理事	事の別	理事監			į

知があった。 第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通〔二七五〕測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法

令和六年五月三十一日

岡山県知事

木

部新地見	測
力市哲	量
西町	区
大野	域
公共	測
測	
量(量
基準	
点測	0
量	壬
	種
	類
同令	測
年和七十	2.4
月年三四	量
十月一二	
日まで日	期
カュ	目目
6	間

知があった。 第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通〔二七六〕測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法

令和六年五月三十一日

岡山県知事

木

地高内梁	測
市成	量
羽町	区
吹屋	域
量公共	測
測	
量	量
路	
線測	の
量	
及 び	種
現地	
測	類
年 令	測
八月六年	15/1
三年五	量
日月	=
ま二十	期
日カュ	
ら 同	間
. ,	

令和六年五月三十一日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔二七七〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

岡山県知事 伊 原 木

太

総社市福井字重安一二九番九、一二九番開発区域又は工区に含まれる地域の名称 一二九番一〇、 一二九番一

許可を受けた者の住所及び氏名

総社市福井二一五〇番地フォワイエA二〇一

遥香

智文

三 許可年月日及び許可番号

令和六年三月十八日岡山県指令建指第四三一号

令和六年五月三十一日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔二七八〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

岡山県知事 伊 原 木

太

総社市南溝手字西鷺瀬四三〇番一、四二開発区域又は工区に含まれる地域の名称

四三〇番八、 四三一番二

許可を受けた者の住所及び氏名

ルル

メゾン

B − ○ Ξ

三 高梁市落合町阿部一七六四番地シェ 正行

令和六年四月一日岡山県指令建指第二号 許可年月日及び許可番号

令和六年五月三十一日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔二七九〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

9名称 岡山県知事 伊

原 木

太

総社市窪木字西ノ鼻八八一番一一開発区域又は工区に含まれる地域の

許可を受けた者の住所及び氏名

髙杉 彩加 高杉 憲嗣 おが 憲嗣 おが 憲嗣 は 一丁目三〇番地二メイプル

ハ

ウス一〇二

許可年月日及び許可番号

三

令和六年三月二十八日岡山県指令建指第四五

令和六年五月三十一日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔二八○〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

9名称 岡山県知事 伊 原 木

太

総社市窪木字西ノ鼻八八二番一二開発区域又は工区に含まれる地域の

許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区西辛川七二八番地二サンファミ ル西辛川二〇三号

礼 克 子 幸

栗 栗原原

三 許可年月日及び許可番号

令和六年三月二十九日岡山県指令建指第四六○号

札を実施する。 〔二八一〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 次のとおり一般競争入

令和六年五月三十一日

1 調達内容

岡山県知事 伊原木 隆

1 刷建的

7十、(1)

令和6年度岡山県立高等学校空調設備リース業務

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和7年2月1日から令和17年1月31日ま

入札説明書及び仕様書による(5) 借入数量

4

借入数量 4校110教室の空調設備一式

(6) 入札方法

岡山県公報 第12604号

切り落てるものとする。) 金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約 する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当 をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地

2 競争人札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等 続等。以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者である 号(物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請 用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和6年岡山県告示第27 又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適
- (2) 岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者名 あり、格付区分がAであること。 簿の営業種目表の大分類が「9 その他」、小分類が「12レンタル・リース類」で

令和6年5月31日

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する 者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の 示第306号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこ 契約に係る一般競争入札 (条件付)参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山県告
- (5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、 受けている者でないこと。 契約に係る一般競争入札(条件付)参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を 物品の売買、修理等の
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされて なされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている いる者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てが
- 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている

 ω 競争入札参加資格の申請手続

格告示に基づき申請手続を行うこと。 この一般競争入札への参加を希望する者で、 2(1)の資格を得ていないものは、

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁地下1階) 岡山市北区内山下二丁目4番6号

(086) 226 - 7538(直通)

FAX(086) 221 - 8173

2) 申請書の提出期限

令和6年6月27日 $\widehat{\mathbb{R}}$ 午後5時

- 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わ

〒700-8570 岡山市北区内山下二 丁目4番6号

岡山県教育庁財務課施設班

畑 (086) 226-7574 (直通)

岡山県公報 第12604号

FAX(086) 221 - 8041

- 2 入札説明書等の交付期間及び交付方法

の午前9時から午後5時まで 条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。) 令和6年5月31日(金)から同年6月27日(木)まで(岡山県の休日を定める

- 交付方法
- www.pref.okayama.jp/soshiki/143/) からもダウンロードするこ (1)の場所にて交付する。 また、岡山県教育庁財務課のホームページ(https:// とができる。
- 入札書の提出方法

のに限る。以下同じ。)によるものとする。 入札書の提出は、郵便等(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるも

(4) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書提出期限

令和6年5月31日

令和6年7月11日(木)

午後 3 時

- 提出場所
- (1) の場所とする。
- 入札者に要求される事項

 Ω

ればならない。 類を令和6年6月27日(木)午後5時までに、(1)の場所に郵便等により提出しなけ この一般競争入札に参加を希望する者は、 一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する必要書 入札書を(4)アの期限までに提出する以

掘合は、 それに応じなければならない。 入札参加希望者は、提出した書類等に関し契約担当者から説明を求められた

- その街
- 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

札は、無効とする。 務を履行しなかった者のした入札、その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入 この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、

(5) 契約書作成の要否

捆

(6) 落札者の決定方法 留い温 財務 担間等

で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内

(7) その何

羊細は、入札説明書による。

- Summary
- (1) Nature and quantity of the service School Air Conditioning, 1 set to be leased: Okayama Prefectural High
- (2) Time limit for tender :

岡山県公報 第12604号

By mail 3:00 P.M. 11 July, 2024

(3) Contact point for the notice:

TEL 086-226-7574 (direct dialing) Financial Affairs Division, Organization of Okayama—shi, Prefectural Board of Education, 700-8570,

FAX 086 - 221 - 804

令和6年5月31日

り、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間の岡山県議会における公文書岡山県議会情報公開条例(平成十三年岡山県条例第八十四号)第二十八条の規定によ◎岡山県議会公告 の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和六年五月三十一日

岡山県議会議長 久

大

請求件数

武文書開示請求件数及び処理状況

2

処理状況

開示

一部開示

2 1

1 審査請求件数 番査請求件数及び処理状況 非開示

な () し 件

〇三〇件件件

三件

第五十六条の規定により、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間の岡山岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和四年岡山県条例第五十九号)◎岡山県議会公告 県議会における個人情報保護制度の施行の状況を次のとおり公表する。

令和六年五月三十一日

保有個人情報開示請求件数及び処理状況岡山県議会議長

大

請求件数

2

保有個人情報利用停止等請求件数保有個人情報訂正等請求件数

三二

審査請求件数及び処理状況

処理状況 審査請求件数

2 1

○○な○件件し件

な ○ し 件

○岡山県人事委員会公示第四号○岡山県人事委員会公示第四号

この公示は、 **附 則** 13 14 公認心理師 臨床心理士

公布の日から施行する。

寛

安

田

◎岡山県選管告示第三十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

畄 Щ 県 選 挙 管 理 委員 員

会 長

大

林

裕

令和六年五月三十一日

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

小谷和志後援会 ion後援会 石宮きよひろ結会Bat 政治団体の名称 o n & R e l a 石 代表者の氏名 宮 清 寛 石 会計責任者の氏名 宮 照 基 小田郡矢掛町里山田九二一—— 主たる事務所の所在地

小 塩 小 見 山 田 谷 谷 友 和 康信健志 永清塩小 水田谷

塩田けん後援会

深見まさひろ後援会 ひがなつみ岡山県後援会

真 公 恵 雄健子

倉敷市山地七五 岡山市北区石関町一―五

総社市総社二—一七—三八

瀬戸内市長船町西須恵一五一四——

令和六・

届出年月 日 四・三○

兀 五.

四・三〇

IJ IJ

]]]]

政治資金規正法(昭和二十三年去津第百九十四号)第七条第一項の**◎岡山県選管告示第三十一号**

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。 令和六年五月三十一日

岡山県選挙

管 理

員 長

大

林

裕

六

																		_											_
TKC中国政経研究会		"	会	TKC加藤勝信政経研究	"	"	会	TKC逢沢一郎政経研究	会	税理士による橋本岳後援	重平直樹後援会	香取良勝後援会	川本浩一郎後援会	乙倉けんいち後援会	石田みのる元気会	安東しょうじ後援会	政治団体の名称	他の政治団体(会	日本共産党西部地区委員	自由民主党総社市支部	北区・加賀郡第二支部	自由民主党岡山県岡山市	"	連盟支部	自由民主党岡山県栄養士	岡山維新の会	政治団体の名称	政党の支部
寺	: //	"		平	"	"		姫		妹	重	香	藤	岸	渡	津	代	政党及び政治資		中	小		福	"		渡	柴	代	
越	Ž			田				井		尾	平	取	井	本	辺	田	代表者	政治		村	野		田			邉	田	代表者	
愼	Ì			精				繁		盛	直	良	信	行			の氏	資金団		壮	泰					和		の氏	
				宏、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、				彦		司、	樹	勝	英	雄	勉		名	体		夫	弘、		司			子、	巧	名	
,,,	会計責任者の氏名	名		主たる事務所の所在地	会計責任者の氏名	代表者の氏名		"		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	"	会計責任者の氏名	,,	"	代表者の氏名	異動事項	以外の政治団体)		"	主たる事務所の所在地		会計責任者の氏名	代表者の氏名		0	会計責任者の氏名	異動事項	
江 見 匡 史	, <u>Ш</u>			笠岡市笠岡二六九三	村上喜郎			岡山市北区今八—一三—三一		倉敷市白楽町一○七─一	平			岸本行雄		津 田 勇	新			総社市中央六—一〇—一一七	総社市泉一一―七		森 岡 早 苗	渡邉和子		倉敷市玉島長尾二○一四渡邉様方	柴 田 巧	新	
宇 野 元 浩	:田	﨑安		井原市上出部町四五〇	屋直	楢原巧	ビル三F	岡山市北区丸の内二―八―一岡山丸の内		倉敷市白楽町二四九—五倉敷商工会館内	東光	香 取 早 苗	渕宣	生 内 昭 泰		安東弘勝	П			総社市中央六—一〇—一〇五	総社市山田八四八		廣瀬哲也	斎 藤 美加子	六号斎藤方	岡山市中区門田屋敷一―三―三一―一〇	赤澤幹温	П	
"	"	"		IJ	IJ	"		令和六		令和五	"	"	"	"	令和六	令和五	異動			"	"		"	"		"	令和六	異動	
								•		•					•	•	年月											年月	
"	"	"		"	"	"		四•		七.	<u>-</u>	四	四•	四•	四•	<u>=</u>	Î			"	四•		四•	"		"	四・	Ē	
												_		_	_														

一二七一七五五

山田宏岡山県後援会	"	前島慶太後援会	福田つかさ後援会	日向豊後援会	"	西山博行後援会	"		TKC橋本岳政経研究会
小	"	前	神	日	"	西	"		Щ
見 山		島	﨑	向		Щ			本
		慶	寛			博			直
信		太	子	豊		行			也
"	会計責任者の氏名	代表者の氏名	"	"	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		主たる事務所の所在地
人	前	前	森	永	西	笠	Щ	法	倉
見	島	島	岡	瀬	Щ	岡市士	本	人リア	敷市四
真	佳	慶	早	_	博	吉田六	直	ノライ	児島下
弘	子	太	苗	雄	行	八七三—一	也	- ズ倉敷事務所内	-の町一―一一―四五税理士
清	前	前	廣	小	石	笠岡	内		倉敷
水	島	島	瀨	野	田	市小	海		市沖
公雄	慶太	佳子	哲也	道信	豊美	平井六九六—六	隆行		新町七九―七
IJ	"	"	令和六	令和五	"	IJ	IJ		"
型 二 〇	"	四・一六	· 四· 六	· 四 ·	"	四・一六	"		"

岡山県公報 第12604号 令和6年5月31日

松本仁後援会

◎岡山県選管告示第三十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。 令和六年五月三十一日

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体) 政治団体の名称

小谷和志後援会 大西恒夫後援会 入澤広成後援会

総社を変える会 思 会 重平直樹後援会

ながいこうすけ後援会

深見まさひろ後援会 晴れの国の国民クラブ 長尾修後援会

松三高真安秋宮重小大鈴 代表者の氏名 義国信直和谷 達康徹弘朗武義樹志平学

四•

兀

田平谷

元

令和五 令和六

四 · 九

四 <u>:</u> 三 四・三〇

解散年月日

四 四 四 四 · · · · 五 五 六 九

大

員

裕

林

岡 Щ

選

挙

管 委

理 委員

会

◎岡山県選管告示第三十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があった。

令和六年五月三十一日

資金管理団体の届出をした

者(代表者)の氏名 太 健

前

島 慶 塩

岡山市議会議員 **倉敷市議会議員**

公職の種類

前島慶太後援会 塩田けん後援会

資金管理団体の名称

倉敷市山地七五

岡山市北区南方四-六-三二ジェムハナクマ二〇五

主たる事務所の所在地

挙 管 理 委員 会 長 大

林

畄 Щ 県 選

令和六 • 指定年月日

四 · · 六 一

岡山県公報 令和6年5月31日 第12604号

◎岡山県選管告示第三十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和六年五月三十一日

出をした者の氏名 資金管理団体の届

西

Щ

西山博行後援会

資金管理団体の名称

異動事項

主たる事務所の所在地

笠岡市吉田六七三——

旧

笠岡市小平井六九六—六

挙 管 委 理 委員 長

畄 Щ 県 選

林

大

異動年月日

四・一六

令和六 ・